

社会福祉法人ひかり福祉会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人ひかり福祉会（以下「この法人」という）の役員及び評議員等の報酬について定めるものである。

（定義）

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 役員等とは、役員並びに評議員をいう。

（報酬等の支給）

第3条 この法人の理事・監事並びに評議員については、年間10,000円の報酬を支給する。

2 交通費に関しては、支給しないこととする。

3 この法人が運営する施設の職員については無報酬とする。

（出張旅費）

第4条 役員等が、法人業務のために出張する場合は、この法人が運営する保育園の旅費規程に基づいて算出した旅費を支給する。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月24日より施行する。